

太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太宰府市（以下「市」という。）における携帯電話中継基地局等（以下「基地局等」という。）の設置・改造、及び既設基地局等の管理に係る紛争の防止を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「携帯電話中継基地局等」 携帯電話やPHSその他これらに類するデータ通信の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内の通信状況を改善するためのものを除く。）をいう。
- (2) 「事業者」 基地局等の設置若しくは改造をしようとする者、及び既設基地局を管理している者をいう。
- (3) 「事業計画書」 基地局等の位置、形態、規模、構造、供用範囲、築造に係る工期、工法、及び規則で定める事項を記載したものをいう。
- (4) 「近隣住民等」 基地局等の供用範囲内の住民、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の代表者、事業所の生活者、及び供用範囲内に土地又は建築物を所有する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例に基づき、近隣住民等と事業者との紛争の防止に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基地局等の設置・改造をしようとするときは、事業計画を近隣住民等に説明するとともに、その意見を聴取し、誠意をもって紛争の防止に努めなければならない。

（近隣住民等の責務）

第5条 近隣住民等は、事業者による説明会に参加するとともに、その説明に対し真摯に対応し、紛争の防止に努めなければならない。

（計画書の提出）

第6条 事業者は、基地局等の設置・改造をしようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに、規則に定めるところにより、事業計画書を市長に提出しなければならない。

（近隣住民等への説明等）

第7条 事業者は、新たに基地局等を設置しようとするときは前条の規定による事業計画書の提出後、当該工事着手予定日の40日前までに、説明会を開いて当該計画を説明するとともに、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 前項の説明会開催の近隣住民等に対する周知は、事業者の責任において行

うものとする。

- 3 事業者は、第1項の規定による説明会の開催後10日以内に、規則に定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 近隣住民等は、第1項の規定による説明会の開催後5日以内に、事業者に対し、意見書を提出することができる。
- 5 事業者は、前項の意見書が提出されたときは、これに回答を付して、第3項に定める報告書とともに、市長に提出しなければならない。

(報告書等の公表)

第8条 市は第6条の規定による事業計画書、前条第3項の報告書、及び前条第5項の意見書ならびに回答を縦覧に供するとともに、市のホームページに掲載する。

(既設基地局等の調査)

第9条 太宰府市民は、既設の基地局等の管理運営状況について、市長に対して、規則に定めるところにより、調査を求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めがあった場合は、関係機関ならびに事業者へ調査の依頼をし、その結果を公表しなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずることを勧告する。

- (1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した者。
- (2) 第7条第1項の規定による説明会を行わなかった者。
- (3) 第7条第3項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者。
- (4) 第7条第5項の規定による意見書、及び回答の提出を行わなかった者。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、勧告の内容と対象者名を公表する。

(見直し)

第12条 この条例は、社会環境の変化、又は基地局等が及ぼす影響に対する科学的知見の進展があったときは、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

フロー（手続き等の流れ）

